

# 令和5年度旭川市農業委員会7回総会議事録

- 1 開催日 令和5年11月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後2時30分開会 午後3時00分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階大会議室C
- 4 出席委員 27名
  - 1番・橋本 幸博
  - 2番・北原 浩美
  - 3番・松原 朗
  - 4番・吉田 豪人
  - 5番・市田 敏行
  - 6番・佐藤 絢也
  - 7番・佐藤 慎二
  - 8番・川上 和幸
  - 9番・小出 範之
  - 10番・中島 張
  - 11番・湯浅 光二
  - 12番・楠 栄
  - 13番・請川 幹恭
  - 14番・石尾 卓也
  - 15番・只石 博幸
  - 16番・柿木 和恵
  - 17番・廣田 健太郎
  - 18番・廣瀬 康行
  - 19番・小竹 圭
  - 20番・山中 泰典
  - 21番・千代 圭
  - 22番・佐藤 博則
  - 23番・鈴木 剛
  - 24番・高橋 一政
  - 25番・前田 靖雄
  - 26番・山田 孝
  - 27番・滝川 岳雪
- 5 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹  
西村副主幹 稲場主査 皆川主査  
荒主査
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事録署名委員 10番・中島 張 11番・湯浅 光二
- 8 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (3) 議案第3号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認の取消について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について（審議）
  - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (6) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
  - (7) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
  - (8) 報告第4号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について
  - (9) 報告第5号 あっせん候補者の登録について
  - (10) 報告第6号 現地目証明願について（専決）
  - (11) 報告第7号 農業者老齢年金裁定請求について

## 9 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第7回総会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、全員でございます。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 10番中島委員、11番湯浅委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

- 
- 議長（山田 孝） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし3ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転の4件で、地区の内訳は、東鷹栖地区1件、江神地区3件となっております。
- 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を後継者である譲受人に贈与し、譲受人が農業に精励しようとする案件でございます。
- 番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号3番、4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。

- 議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし4番について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。

- 委員 （意見なし。）

- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第2議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページないし17ページでございます。  
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が7件、利用権設定の賃貸借が18件、合計は25件となります。  
地区別の内訳でございますが、所有権移転は、永山地区1件、江神地区2件、西神楽地区4件となっております。  
賃貸借は東鷹栖地区4件、永山地区2件、江神地区2件、西神楽地区7件、東旭川地区3件となっております。  
集積面積は、所有権移転が19.7ha、利用権設定の賃貸借が45.7ha、合計65.4haでございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。  
利用権設定の番号6番につきましては、湯浅委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委員（湯浅 光二） （湯浅委員 退席）

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
議案の12ページ、利用権設定の番号6番は、期間満了再設定でございます。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号6番について審議願います。  
御意見、御質問はありませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号6番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（湯浅 光二） （湯浅委員 着席）

- 議長（山田 孝） 湯浅委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
続きまして、利用権設定の番号13番につきましては、佐藤 博則委員及び小出委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。
- 委員（佐藤 博則、  
小出 範之） （佐藤 博則委員、小出 範之委員 退席）
- 議長（山田 孝） それでは説明をお願いいたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
議案の14ページ、利用権設定の番号13番は、借主を変更する案件でございます。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号13番について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号13番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（佐藤 博則、  
小出 範之） （佐藤 博則委員及び小出委員 着席）
- 議長（山田 孝） 佐藤 博則委員及び小出委員が関係する案件について、決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めます。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。  
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。  
所有権移転の7件は農地移動適正化あっせん事業による売買が3件、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡が4件、利用権設定の内、議事参与制限の2件を除いた16件は、期間満了による再設定が9件、解約再設定が1件、借主変更が1件、稼働力不足等を理由とした新規案件が5件となっております。  
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認の取消について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第3議案第3号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による承認の取消について」を御説明いたします。議案の該当ページは19ページ、補足資料の該当ページは5ページでございます。  
申請者から、令和5年10月31日をもって市民農園を閉園したことに伴い、令和5年11月2日付けで特定農地貸付承認取消申請書を受理しました。  
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第3項には、「農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。」と定められており、市民農園の閉園により貸付が行われていないと認められるため、承認の取消について御審議いただきますようお願いいたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「意義なし」と認め、承認を取り消すことに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。  
日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。  
議案の該当ページは21ページないし26ページでございます。

東鷹栖地区で2件、永山地区で3件、江神地区で3件、西神楽地区で3件、東旭川地区で5件、合計で16件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番ないし13番及び16番の現況は、願出のとおり農採地以外、番号15番の現況は願出のとおり農地であることを確認いたしました。

また、番号14番の現況は願出のとおり対象農地5筆のうち1筆が農地、残りの4筆が農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（吉田 豪人） 4番東鷹栖の吉田です。  
番号1番について補足説明いたします。  
番号1番の土地につきましては、従前から宅地となっていたことから、農採地以外と判断いたしました。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし16番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

---

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第5議案第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。  
議案の該当ページは27ページないし30ページでございます。  
本件につきましては、報告対象期間中に市街化区域外の農地のみに関する届出が番号1番及び3番ないし6番の5件、市街化区域内の農地のみに関する届出が番号7番及び8番の2件、市街化区域内外両方に関係する届出が番号2番の1件、合計8件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、市街化区域外の農地の地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、永山地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区3件となっております。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ないようですので、報告第1号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第6報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に6件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきましては、補足資料7ページないし12ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説

明いたします。議案の該当ページは33ページないし37ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区で1件、江神地区で3件、西神楽地区で3件、東旭川地区で1件、合計で8件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（皆川主査） 事務局。  
日程第8報告第4号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」を御説明いたします。  
議案該当ページは39ページでございます。  
これは相続税の納税猶予のために特定貸付けが継続していることを証明するものであり、旭川市農業委員会会長専決規程第2条（8）に基づき、会長専決処理しましたので報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第5号「あっせん候補者の登録について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（荒主査） 事務局。  
日程第9報告第5号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の該当ページは41ページでございます。  
本件につきましては、東旭川地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。  
日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案の該当ページは43ページないし45ページでございます。  
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が12件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。  
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。  
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

---

○議長（山田 孝） 次に、日程第11報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第11報告第7号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは47ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に新制度の老齢年金裁定請求が1件、旧制度の老齢年金裁定請求が1件、合計2件の裁定請求がありました。

いずれも内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

---

○議長（山田 孝）

それでは、報告第7号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第7回総会を閉会いたします。